

# ○北海道後期高齢者医療広域連合長の職務代理者を定める規則

制 定 平成19年3月23日規則第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第152条第2項に規定する広域連合長の職務を代理する職員は、事務局長とする。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。